

岩見沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴う国民健康保険料賦課限度額及び同保険料の減額に係る軽減基準額の改定を行うとともに、出産育児一時金を増額するほか、所要の規定の整理を行う。

第 2 改正の内容

- (1) 出産育児一時金の支給額を次のとおり変更する。

(第 5 条関係)

	現行	改正後
出産育児一時金	40万8千円	48万8千円

- (2) 国民健康保険料の賦課限度額を次のとおり変更する。

(第 14 条の 6 の 10 関係)

	現行	改正後
基礎賦課限度額	65万円	変更なし
後期高齢者支援金等賦課限度額	20万円	22万円
介護納付金賦課限度額	17万円	変更なし

(3) 国民健康保険料の減額に係る軽減判定所得を次のとおり変更する。

(第22条関係)

	現 行	改正後
7割軽減基準額	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	変更なし
5割軽減基準額	43万円 + <u>28.5万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + <u>29万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減基準額	43万円 + <u>52万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + <u>53.5万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

(4) その他所要の規定の整理を行う。

(第12条、第22条、第22条の3関係)

第3 施行期日等

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、上記第2(4)は、令和6年1月1日から施行する。

岩見沢市条例第 9 号

岩見沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 23 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岩見沢市国民健康保険条例（昭和 48 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「40 万 8 千円」を「48 万 8 千円」に改める。

第 12 条第 1 項中「第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項」を「第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項」に、「第 35 条の 2 の 6 第 15 項」を「第 35 条の 2 の 6 第 11 項」に改める。

第 14 条の 6 の 10 中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 22 条第 1 項第 1 号中「第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項」を「第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項」に、「第 35 条の 2 の 6 第 15 項」を「第 35 条の 2 の 6 第 11 項」に改め、同項第 2 号中「28 万 5 千円」を「29 万円」に改め、同項第 3 号中「52 万円」を「53 万 5 千円」に改め、同条第 3 項中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 22 条の 3 第 2 項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同規則第 19 条第 3 項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第 12 条第 1 項及び第 22 条第 1 項第 1 号の改正規定は、令和 6 年

1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の岩見沢市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第1項の規定は、施行日以後の出産について適用し、施行日前の出産については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第14条の6の10並びに第22条第1項第2号及び第3号並びに第3項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。